

人口問題研究所
研究資料第五一號

昭和二十四年九月一日

イギリス人口委員會報告書

— 第四部、要約及び總括的結論 —

厚生省 人口問題研究所

はしがき

本輯は本一九四九年三月その起草を完了し六月出版のはこびとなつたイギリス人口委員会 (Royal Committee on Population) の報告書の第四部、要約及び總括的結論 (第二十三章) の部分に当る。主として黒田技官の翻訳による。

昭和二十四年九月一日

人口問題研究所

第三三章 第四部 目次

要約及び總括的結論 四頁

人口の趨勢

一七〇〇年以降における歐洲人口の膨張 四頁

人口増大の緩慢化 四頁

年令分析における變化 六頁

家族の大きさの縮小 七頁

家族の大きさの縮小の諸原因 九頁

最近における出生の増加 一頁

人口の交替 二頁

將來の展望 六頁

人口の趨勢と國民的利害

經濟的諸影響 一六頁

年令構成 一八頁

移民 二〇頁

不可量的小諸要因と結論

二一頁

家族の地位

二三頁

差別出産力

二四頁

農業の目的と範圍

二五頁

財政問題とその提案

二五頁

家族サービス

二七頁

健康サービス

二九頁

住宅

三一頁

世論と家族

三三頁

人口研究

三四頁

總括的結論

三五頁

謝 辞

三七頁

教育費に関するミセス・M・C・ジエイの留保意見の覚書

四〇頁

附録一、科学委員会 その構成と附記事項

四九頁

第四部

第三章、要約及び總括的結論

六一一、我々の研究は必然的に広い分野に及んだが一般的結論を述べるに先立つて今までの各章の要約をしておく方が便利であらうと考ふる。

人口の趨勢

一七〇〇年以降における歐洲人口の膨脹

六一三、英國の人口は、過去二五〇年間に七〇〇万から四九〇〇万に即ち七倍に増大した。大抵一七〇〇年頃までの英國の人口増加率は極めて緩慢であつた。丁度この頃から明瞭な死亡率の低下のために人口が増加しはじめたのである。多少おくれて同様な変化がその他の歐洲諸國にも現はれた。大抵の歐洲諸國の人口は十九世紀を通じて急速に増大した。歐洲人によつて植民された海外の地域においてもまた急速な増加が見られた。しかし死亡率の相當な低下がまだみられなかつた歐洲以外の人口の増加は緩慢であつたので、世界人口の均衡は歐洲諸國民の上に移動した。歐洲における人口の増加は、近代産業と貿易の發展々、移民と國際投資による海外地域の發展を促進し容易ならしめた。この過程において英國は指導的役割を演じた。十九世紀における英國人口の増大は、英國が磁石にして富裕な國民となり、一大共和國、一大植民帝國、その支脈を全世界にひろげている商業制度の中核体となり且つそれを維持することのできた一つの本質的條件であつた。(第三章)

人口増大の緩慢化

六一四、英國における人口増加は、十九世紀におけるが如き率を以て無限に継続し得なかつたであらう。というのはそうなれば總人口は遂には巨大な数に達し、それ以上の増加は疾病或は飢饉によつて制約されたであらうから。幸運にも増加率は他の諸力によつて緩慢となつた。十九世紀末以降、西欧の殆んどいづこにおいても人口増加率は急速に減退した。それ程顯著ではないが同様な減退は、アメリカその他歐洲系の人口の存在する海外諸国においても現われた。他方において南欧と東欧の多くの諸国においては増加率は今までのところそれ程顯著には低下してはいないし、そしてアジアでは上昇しつつある。

六一五、英國からの移民は、十九世紀の前半と二十世紀の初期を通じてかなりの規模をもつて行われた。しかし一九一四年までの純移出民数は自然増加（出生の死亡に対する超過）の極く一部分に達したに過ぎなかつた。自然増加率の低下のために、人口増加数は緩慢になつた。一八七一年から一九一一年までの十年間毎のそれだけの期間において、自然増加数は四〇〇万或はそれ以上に達した。しかし一九三一年から四一年までの十年間においては一〇〇万を多少超過した程度であつた。この減退は死亡率の著るしき低下にもかゝらざりしのである。特に青年層の死亡率は、十九世紀中葉以降衛生、医学的智識、生活水準の向上進歩の結果として低下し、従来の青年層における生命損耗の大部分が排除されたのである。この過程において平均壽命は一八七〇年代の約四三才から現在の約六五才にまで延長された。最近の十年間における死亡数は、全人口が一八七〇年代よ

りも二、〇〇〇万以上も多いにかゝらう、現実には一八七〇年代より減少している。(第二章)

年令分布における変化

大ニ、西欧諸国もおける人口増加の緩慢化は、年令分布の着しき変化を随伴した。十九世紀において若い世代の人口は常に高年令の世代人口よりも多かつた、他方において英國の一九四七年の人口においては、二〇才以下の人口は、二〇才から四〇才までの人口よりも少なかつた。人口の年令構成は着しく老令化した。二〇才以下の若い人々の比率は着しく低下したのであるが、六〇才以上の人口の比率は増加した、そして人口の平均年令は一八九一年の二七才未満から一九四七年の三五才余に上昇している。(第二章)

家族の大きさの縮小

大ニ、出生数は死亡数よりも遙かに急速な率を以て低下した。一九三一年から一九四一年までの十年間の出生数は、一八七一年から一八八一年までの十年間と比較すると、人口数において遙かに大であつたにもかゝらう、約三〇〇万も僅少であつた。これは、有配偶率の変化(過去八十年間以上にわたつて大体八五%乃至八八・五%の間に安定していた)に基くものではなく、一夫婦あたりの出生数(家族の平均の大きさ)の減退によるものである。この低下は、大体一八五〇年頃生まれの夫婦の世代から始まつた。ドイツリア王朝中葉頃の夫婦は平均五、五人乃至六人の出生(受胎可能期間中と結婚を中断せる夫婦は除外)を保持していた。一九二五乃至一九二九年におけ

る夫婦の出生児は二、二人と推定されている。この六〇%の低下は、一人または、二人の子供を有する家族が最も普通な家族の大きさとして昔の五人、六人または七人その子供をもつ家族に代つたこと、従来極めて多かつた六人以上の子供を有する家族が事実上消滅したことによつて生じたものである。

六一八、家族の大きさの縮少はその初期においては、比較的高級な職業をもちける者の中で最も急速に進行した。一九〇〇年と一九三〇年の間に結婚した夫婦の中で、手工業労働者の家族は非手工業労働者の家族に比較して常に約四〇%多かつた。最近の平均においては、手工業労働者は二、五人の子供を有し、非手工業労働者はそれよりも少く一、七人となつてゐる。この縮少は、ローマンカトリック教徒の間においては他の人口に比し著しく緩慢であつた。異なる地域の間における差異はそれ程顕著ではない。人口の異なる部分間における右と全く同様な変化の類型は、平均家族の大きさが著しく縮少したその他の西欧諸国にも見出される。

家族の大きさの縮少の諸原因

六一九、十九世紀中葉以降、英国人口の再生産能力がある程度低下したことは理論的には可能なことであるけれども、この結果についての決定的な証拠は存在しない。実際我々が知つてゐる限りには増加したといつても差支えないかもしれない。何等かの低下があつたとしても、それは家族の大きさの低下した理由の一部分を説明するのに過ぎない。この低下の主要原因、そして凡らく唯一の原因といえるものは疑いも

なく思慮のかい家族制限の普及であつた。(第四章)

大ニ〇、十九世紀において強力な経済的、社會的、文化的諸勢力は一致して、統制される出生率の受諾に絶えず反対して来た。経済組織における諸変化は、生産單位としての家族の重要性を減少させ、同時に工場及び教育法は両親が子供を扶養すべき期間を延長させた。工業主義においては、安全と社会的昇進のための闘争は強化され、そしてこの闘争において、小家族の構成員一両親と子供の両方)は大家族よりも増大する利益を享受したのである。人口の未曾有の増大とそれに死亡率の低下が家族制限のまだ普及する以前にあつては、大家族形態を更に一層一般的なものとしたという事実とが相まって過剰人口の恐怖を流布せしめ、産児制限に対する宣伝に力と目的を与えるに役立つた。科学の進歩と人類の起源と発達に關する新知識は、家族の大きさに對する個人的統制の思想を受け入れることを容易ならしめ、且つ避妊に對する心理的障壁を改善された避妊手段の利用が可能となりつゝ、あつた一を破壊することを容易ならしめた。婦人の地位の改善もまた貢獻した。遠くない、無制限の家族は母親に堪え難い負担となるものたというこゝが夫にも妻にも極めてけつきりして来たのである。これらの事實こそ、西歐社會において家族制限開始の時期が熟するに至る複雑な過程の中にあつてその指導的要因にかやうべきものであつた。英國における変化が一八八〇年頃に現はれ始めたといふことは、主として一八七〇年代の終り頃から始つた不況と一八七七年のウラッドラフ・ベカント裁判に對し受胎制限が可能である事實を広く一般に知らしめた一に基くものであつた。

六二一、家族制限が普及し始めて以来の七十年間に、その背後にある諸力は全体としてより強力となつてきた。義務教育、人道主義、婦人解放、すべてこれらは無制限な産恩に反対である。絶えつた発展してきた。十九世紀以来達成された偉大な社会的諸進歩—児童保育水準の高度化、義務教育年限の延長と少年労働の諸制限、社会的昇進の機会の増大、閑暇の増大と家庭外における閑暇の享受の機会の増大が齎した一つの奇異な鬼いかけない結果はこれらの進歩は子供を持つ両親の経済的不安を増加させたということ、乃至はいろいろの仕方の子供をもつ両親の余計な負担を相対的に著しく目立たせたということである。大多数の夫婦は今や彼等の家族の大きさを制限し、そして家族の大きさを統制は、個人的責任の正常な一部分として一般的に承認されるに至つた。(第五章)

最近における出生の増加

六二二、近年になつて、英国やその他家族の大きさが既に縮小してつた諸国の年々の出生数の中に或る新しい、一見驚くべき動きが現はれるに至つた。英国においては永年にならぬ進行してゐた出生の低下は一九三三年に喰ひ止められた。一九三一年から一九四一年に至る間は大体安定期であるが、それに続く一九四一年以降には急速な増加が、そして一九四五年度の戦争終了後は更に一層の増加が現はれた。一九四三年から一九四八年に至る六年間に於ける年々の平均出生数は戦前より上廻つてゐるが、これは一九四一年から一八八年に至る戦争時代に續いて現われた出生の短期的うへみなどとは殆んど比較にならない大きな変化である。この上昇傾向は次の二個の主たる影響に帰することができる。(1)最近若い夫婦が急激に増加したこと、(2)それに関連して(2)平均家族の大きさが

(少なくとも当分の間) 縮小しなくなつたという事實とである。若し夫婦数の増加は、結婚年令が若くなつたことによるものである。このような原因からして予期されていた上昇傾向は、戦時の特殊な諸影響によつて攪乱され、戦争の初期における出生の延長を生せしめたのであるが、それはその後、戦争の末期並びに戦後における異常な増加によつて「補充」された。戦争期間を通じ全体として夫婦は戦争直前におけるよりも幾分よけいの子供を持つようになつてゐる。しかし現在までのところでは、まだ家族の平均の大きさが増大したという何等かのけつまりした証據はない。結婚持続期間を考慮に入れて比して見ると、一九二七年と一九三八生の間に結婚した夫婦は年次別にみてその大体同じ大きさの平均家族を持つてゐるようである。この全般の類似性は、社会階級別に正反對を運ぶの相殺の結果、いかえれば非手工的労働者に於ては家族の大きさは膨脹してゐるのに對し、手工的労働者の少くとも或る部分については絶えず縮小してゐるという正反對の運動の結果であると言はうる若干の証據がある。

六三三、一般の世論は若い小家族に反對するようになつてきた。とみるべき若干の兆候がある。戦時の状況と政府の政策―完全雇傭、食糧配給制度、価格統制や補助金、租税と家族手当等―は人口大衆に對して子供を持つことの経済的な不利益を著しく減殺した。子供を持つことに支障となるような一連の諸活動は廢止された。結婚年令の低下も家族の大きさを増大を促進したに相違ない。これらの色々の諸影響のどれか一つだけに決定的な重要度を与えることは不可能である。(第六章)

人口の交替

六二四、第一次大戦から第二次大戦に到る中間期、特に一九三〇年代において、人口の趨勢は、新しい不安に刺戟されて、深甚の注目を喚起し始めた。年々生れる子供の数は、彼等の両親の所屬する世代と交替するには完全に不十分であるといふことが確信せらるゝに到つたのである。この不足を測定するため、純再生産率として知られてゐる特殊の指数が考へ出されるに到つた。これによれば、英國の出生数は一九二〇年代の初期に交替水準以下に低下してゐたこと、そして一九三九年以前の十年間においては交替水準に約五分の一足りなゝいことが示めさるゝに到つた。これは人口趨勢の内部に蘊たる眞実の實體を現わすものと思はれてゐた。

六二五、今日問題となることはこの人口再生産力の實體が最近における出生の顯着な増加によつてどの程度変更を加えられるに至つたかといふことである。死亡に対する出生の超過が極めて高い水準に達したばかりではなゝい。純再生産率は毎年繼續して一より大であつた。しかし純再生産率の上昇は共に作用する二箇の一時回影響、即ち結婚年令の低下に基く若く夫婦数の増加と戦争の初期から延期された出生が一九四四年から一九四八年に集中したことに主として基くものであつた。純再生産率というものは、かゝる諸影響を考慮するものでなゝい、だからこれは人口の習性に内包する基本的な傾向を充分に測定するものでなゝい。婚姻習慣の變化が年々の出生数に及ぼす影響は、家族の大きさが増大するものでなければ、大きいものでありえないし、永続しうるものでありえない。

ない。そしてこの家族の大きき増大という事については今迄のところまだ十分に納得させるに足るような兆候は存在してゐないのである。人口の交替率という觀念が最も適切に結ぶつゝうなる問題は、家族の大ききである。

大ニ六、家族の大ききは半世紀にわたる絶えず縮少した後、過去二十年前以上比較的安定してゐるのであつて、一夫婦当り大体二、三人の子供数と推定されるであらうと我々は述べてきた。近年に於ける出生の異常な増加は、かゝらざる、これは依然として近似的な數値を示めてゐる。將來に於いては勿論いづれの方向に顯著な変化と生じめるであらうか、當分の間は英國民の家族構成慣習を變わしてゐるようには思はれる。従つて、人口の交替によつて適度を家族の平均の大ききについて信頼するに足る意見を形成することが實際問題として大争を仕事になつてくる。我々は、右の家族の大ききはこの目的のためには不十分であること、そして不足の範圍は大體 $\frac{1}{2}$ の程度のもゝのと推定されると信じてゐる。しかし、或る程度の不足は、この不足が戦前の再生産率計算が示してゐる程々にならざることも等しくたしかである。(第七章)

將來の展望

大ニ七、現在英國の人口に於いては、四十年前後の人口は異常に大きき、それに依りてそれよりと上と下の人口は少ない。この年令分布から明らかなに豫期されることは、(移民は別として)(a)青年層(一五才—三九才)の人口は今後十五年余の間、約一四〇方減少し、(b)老年層(六五才以上)

は今后三十年余りの間に堅実に増加して少くとも二三〇万或はそれ以上となり、(C)勤勞年令人口は少くとも今后三十年間は大体不変であらうとゆうことである。

大三八、以上の予想は、將來の出生とは何等の關係はない。それは現在の人口から生ずるのである。唯一の假定は、將來の死亡率は現在よりも高くなりそうもないとゆうことだけである。現実にはそれは低下しやうである。將來における死亡率は、高年令層の人口を更に増加させることである。そしてこれらの年令における死亡率は、一それだけ可能な様である。一人口の面における諸影響は實際極めて重大となるであらう。

大三九、將來の出生数は、婚姻率と家族の平均の大きさに依存するであらう。有配偶率は凡らく増加するであらう。結婚年令もまた凡く従来の平常の慣例よりもわかくなるであらう。一しかし結婚年令は尚一般と低下するのでなければ、近年における異常に高い水準の婚姻数は間もなくのなり著しい減退を示すに相違ない。

大四〇、將來の平均家族の大きさの傾向については何等かの確信を以て予言することはできない。家族制限の普及とその効果の廻る改善は平均家族の大きさを低下させるように作用することか予想されるが、一しかしそれは極めて緩慢なものであらう。両親の負担を軽減する目新しい手段は見当らないから、全体としては、過去十年間に「望ましい」に家族の大きさを引上げるに役立った一連の諸力は、將來はその影響力を弱めるであらうと思はれる。しかし他方において、近年における結婚年令低下の事實は色々の裏において彼等の家族の平均の大きさを引上げる傾向を生ずるであらう。

。家族の大きさに対する民衆の態度に變化があつたとしても、その完全な効果はまだ現はれていないようである。平均家族の大きさは僅かに増加するといふことこそ予想されるし、また他方において以前の低下傾向一復歸するといふ予想も極否しえない。

六三一、今後十五年あまりの間は、近い將來に予期される若い夫婦数の減少の結果として、年々の出産数は殆んど確実に減少するであろう。もつと遠い將來における一般の傾向は主として平均家族の大きさを水準に依存するであろう。もし夫婦が、戦前十年間における夫婦と同様な大きさの家族を維持し続けるならば、出生数の終局的な傾向は緩慢な低下を止めることゝなるであろう。この低下は家族の大きさを僅かに増加するだけで充分に防止される程度のものである。しかし家族の大きさを更に実質的に低下するならば、出生数は終局的に急速に減退することになるであろう。

六三二、英國の總人口における増加は、十年乃至二十年間に数百万以上一移入は別として）に達することはないのであるけれども、少くとも今後十年乃至二十年間の總人口は凡らく増加し続けらるであろう。平均家族の大きさは戦前十年間における夫婦と同じ水準にとつたるならば、總人口は一九七七年度の最高に達し、それから緩慢な減退を示し始めるであろう。同じ假定に基いて、勤勞年令人口もまた、今後三十年間は大きくの言つて不変のものにとつたるとしても、それ以後は緩慢に減退を示めらるであろう。既に減少しつつある青年層は一九六二年以後極めて緩慢な程度に於てではあるが、減退しつゞけるであろう。幼年人口はこの漸次的な減退傾向をもつと早目に實現することにならう。

大三三、人口の年令構成に依りて、この様な推移傾向は、人口の均衡をますます高い年令層へ向つて實質的に移動させることになり、かくて約六十年間に亘つて既に動いてきた傾向を継続せしめるであらう。一八九一年と一九四七年の間に七才上昇した人口の平均年令一現在三五・四才は次の三十年間に少くとももう三才上昇する見込みあり、もし將來において平均家族の大きさが相當縮小するの、或は高年令層に依りて死亡率が著しく減退するならば、もつと上昇することになるであらう。この様な可能性を一應度外視するならば、確信を以て予測される將來人口の年令構成に依りて推移の主因は決して家族の平均の大きさが人口の完全な交替に必要な水準以下に低下しているという事實に基くものと考へてはならぬ。それは大部分、十九世紀以来の死亡率の低下に對する我々の人口再令構成の適応作用が、我々の人口増加の終末に近づきつゝあるという事實を結ぶつて現はれてきたものに過ぎぬ。この様な基本的な傾向は、假に平均家族の大きさが今後完全な文舊水準に着実にとゞまるものと假定しても尚行われるであらう。

大三四、適度の純移出民は、もし堅実に持続されるならば、實質的に人口数の終局的減退を加速化するであらう。それによつて、凡らくどう深刻な程度においてかはらぬであらうが、人口の高令化をも加速化するであらう。しかし地方において、適度を純移入民は、平均家族の大きさがこれ以上縮小しないかぎり、人口数の減退を防止するに足るであらう。

大三五、男子人口の女子人口に對する比率は最近増加しているが、これは將來も継続するものと予測されるけれども、再生産年令に依りて男子人口の多少の超過を生ぜしめることであらう。

う。

人口趨勢と國民的利害

大三大、人口趨勢は、経済的、社会的、心理的、政治的、戰略的等の各方面にわたって影響を及ぼす。これらは異なつた二組の問題をもつてゐる。第一は、特に人口の増加率や年令分布において既に發生した現在進行中の諸変化に対して不可避的に必要とされる調整の問題であり、第二は、國民的利害の観点から人口の將來の趨勢に影響を与えるための手段が取られるべきかどうかの如何の問題に關するものである。我々は主として後者を問題とするわけであるが、人口の過去の趨勢から生ずる諸問題は極めて重大であるので茲でその二、三について觸れてみよう。その経済的諸見地については経済委員会の報告書において詳説されてゐる。

経済的諸影響

大三七、経済的に望ましい人口趨勢に關する重要な考察は次の如く言ひ表はすことのできるであらう。

人口増大の不利

- (1) 人口一人当りの利用可能な土地面積は、どの国においても人口の増加と共に減少する。
- (2) 増大する人口に対しては凡ゆる種類の資本設備（家屋、公共施設、工場等）が供給されねばな

らない。そして生産資源はこの目的のためにも捧げられねばならないこととなる。人口が増加しない場合にはそれは生活水準向上のための使用されるであらう。

増加人口の利点

しかし他方において増加人口は

- (1) 生産規模の増大を容易にし且つ技術的改善に刺戟を与える。
- (2) 高出生率に基くている場合は、人口の平均年令の低下と結びつく。
- (3) 経済制度に更に弾力性を与え、かくて執拗な大量失業による生産資源の浪費を避けらるることを容易ならしめる。

(4) 國民の國際的影響力を増大し、色々な面においてその経済的地位を強化する傾向を持つてい

六三八、現在の状況下においては、前段に掲げた第一の考慮即ち人口一人当りの利用可能土地面積は人口の増加と共に逆減するといふことは凡らく最も重大なものである。現代の状況に対するその関聯性からいえば、食料、燃料の輸入増大の確保が困難となるかも知れないといふこと、そしてまたそれはたゞ逐次悪化する貿易の面においてのみ獲得しえられるであらうという見込に存している。尤もこの危険については、英國の支拂差額の問題にからむ諸困難の意識のために、また人口問題に關係あるものと無關係のものとを区別することからなかつたことのために、今日過少評価より寧ろ過大評価されている傾向は強い。次の十年間に、英國経済の前途にはつまりした光の投せ

られるであろう。現在において、うることは、世界の食料供給と英國の輸出貿易の機会に関する
將來の不安定が、我々の人口にこれ以上著しく増加する可能性があるということに我々の感謝せぬ
ばならぬ老分の理由をなつてゐるということである。

年令の構成

大三九、一八九一年と一九四七年の間に於ける勤勞年令人口のその他の人口に対する比率の増加
は、過去七十年以上に亘る生活水準上昇に於ける明白な一要因であつた。この好都合な影響を、今
迄の三十年間における勤勞年令人口比率の低下と共に消滅するに至るであらう。この低下が行なは
れてもそれにも尚その比率は十九世紀の水準より充分高い地位にとゞまるであらうが、しかし当時
と比べて老若の被扶養家族の消費水準が活動人口のそれと対比してすつと上昇してゐることも考慮
に入れられねばなるまい。將來に於ける高出生率は生産者と消費者との比率を終局的には多少改善
するであらうけれども最初はその悪化せしめることになるであらう。

大四〇、一八七一年と一九四七年の間に、英國に於ける大五才以上人口は四倍に増加しその比率
は四、八%から一〇、四%に上昇した。この老令人口の予期された著しい増加は、我々をして彼等
の生産能力がもつと活用されることを切望せしめざるをえない。老令者の健康水準が増加し、かく
て引続き活動を希望し且つ活動できる者の数を増加せしむることを希望すべし充分の理由がある。
老令年金の増額はそれか引退した場合のみ支拂られるという条件と結びついて老令者の産孳増加

に逆作用する。死亡率の將來における低下を考慮しない場合でも養老年金の國庫負擔額は一九四八年の二三八百万磅から一九七八年には五〇一百万磅に増加するものと推算される。老令人口の増加、従つて一つの政治的勢力としての彼等の力の増加につれて、年金増加提案の意圖が實現されるに相違ないことも極めて重要である。

大四一、増大する老令者の収容と扶養のための色々の必要に於するために、精力を不斷の努力が必要とされるであらう。

大四二、十五才未満の児童数が一九一一年の一二、六百万から一九四七年の一〇、四百万に減少したことは、児童の教育その他のサーヴィスの水準向上に役立ってきた。最近における増加は一時反対の方向に作用するであらう。平均家族の大きさが戦前の十年間と同じ水準にとどまるならば、児童数の緩慢なる減退が始まるであらう。

大四三、他の事情にして等しいとするならば、勤労年令に達する人口の減少は経済制度の弾力性を減退せしめる傾向がある。だから若い入々を指揮して最も望ましい在庫備につかせるための最善の可能な施策を持つことが必要となるであらう。

大四四、總勞働人口における青年勞働者の比率の減退は経済制度の弾力性と効率を更にその他の方法で即ち職業或は場所の移動を困難ならしめることによつて一層減退せしめるであらう。

大四五、年令の高令化と共に、昇進に対する競争は増加するものと予期される、そして青年の間に強い失望の感情が生ずるであらう。このことは、早期の引退に対する要請を強化するわけであ

るが、この早期の隠退は列の理由で国民の利益に及するものと考えられたいものである。しかし、指導者としての経験が若いうちから開始されるということ、そして社会が供給の適減しゆく青壮年層を充分に活用するということとは是非とも必要なことである。従つて退職を延期する者には最高の地位を充たすべきではない。隠退しに入々を相談役として或るは責任のより多い地位において産働することには可能であらう。勤務の継続が昇進を阻礙しないうち多くの場合におけると同様にこれらの場合においても隠退年令によつて獲得しうる年金は支拂はれうるようにすべきであり、かつそれ以上の勤務に対してはそれに応じて調整されるべきである。

大四六、今後十年間における青壮年層（十五才から四十才まで）の絶対数の減少は、国防上特殊の意義をもつてゐる。もし將來の家族の大きさを戦前十年間のそれと同様であるならば、この減少は継続するであらう。平均家族の大きさが僅かでも増大するならばこの減少はすくなくとも阻止されるであらう。

大四七、青壮年人口の比率の適減と共に、青壮年に特有なエネルギー、創意、企業心その他の特質は相當に喪失されることになるであらう。（第十一章）

移民

大四八、平均家族の大きさを低い水準は移民を阻止し、且つ移入民を促進する。そして全体の傾向としては、移出民の現在の適況は短期に終了し、適減するであらうこと、思はれる、そして凡

りく特殊の職業における不足を補充するために移入民を大人数とする圧力が絶えず存続するであろう。この予想を我々は人口交替に不足する家族の大きさが結果する望ましかうざる諸影響の一つとみなしている。この適切な移入民の供給源泉は貧弱であり、そして我が国のように完全に確立された社会においては民族や宗教を要にする移入民を吸収する能力は制限されているから、そして(4)英連邦内のその他の地域への英國移民の流出の遊減は英國ならびに全体としての英連邦の経済的、政治的將來に対して重大な諸影響をもたらすであらうから。

六四九、假りに英國における平均家族の大きさが交替水準に或は十分予想されるようにそれより多少高い水準に維持されるものとしても、本國で良好な經濟状態を与えられている限りは、英國からの移出民はそれ以外の自治領が一九三〇年以前の増加率を維持せんとした場合に必要な移入民の三分の一或は四分の一以上に達するとは思われない。だから現在の趨勢からみれば、英連邦内の英國的要素は遊減する傾向があると思われる。この事實は、全英連邦にとつて死活的関心を呼ぶ問題を引き起している、そして我々は、これを英國政府とその他の連邦諸國が一体となつて研究すべきことを主張する。この研究は、勿論、英國の經濟狀態ならびに、原子力その他國内に影響を及ぼす諸發達の利用に関する政治的、戰略的意義の検討を行うであらう。(第一章十二章)

不可量たる諸要因と結論

六五〇、人口の望ましき趨勢と多くの不可量たる要因にわたつて問題にする場合には、英國の安

全と勢力とに及ぼすその諸効果をも考察せねばならぬ。合衆国の人口は現在英國の始んど三倍であり、ソ連のそれは英國の殆んど四倍である。そして將來に予想される人口推移の如何なる変化もこれらの比率を小さくすることはないであらう。それは寧ろ益々拡大するものと思われねばならぬ。しかし英國は、世界に散在している共和国の中核である。このことを考えただけでも、力と勢力の問題について異常な不利にさらされているといえよう。戦争の起きた場合においてのみならず、戦争をさげるための力の均衡を維持する上においても、大英共和国にとって一番重大なことはその他の諸国との協力或は同盟にある。世界戦勢の動きは、西欧文明という概念を一極の实在する価値たかき実体により転化しつつある。家族の大きさが單なる交替水準への或いは屢々その水準以下にさえ低下し近代傾向が西欧文明諸国の多くに共通の現象であり、且つこれら諸国にのみ限定された現象であるという事実はこのことに更に大きな意義を与える。彼等の増加率は、東洋諸国民のそれの如く著しく加速化されているとくに顯著な低下を示したのである。交替水準以下の家族の大きさを固定或は継続は、十九世紀において独佛の間にはいたような急激な人口比重の変化を特徴づけるであらうし、そして西欧の構成と支配力に及ぼす影響において決定的なものとなるであらう。

大五一、この問題は單に軍事力や国防上の問題ではない。それは西欧の価値及び文化の維持と拡大というより根本的な問題にまで転化する。この広汎な日常生活のもつてゐる効果的な威力はその構成部分の活力に依存し、そしてこの活力は更にその人口の趨勢によつて支配される。

大五二、上記人口の交替に不足する家族の大きさを英連邦内の諸地域への英國人の移動に及ぼす

影響は、この向題の一つの特殊な面である。

大五三、家族の大きさが交替水準以下で無限に継続するならば、國民的滅亡に導くであらうけれども、長期にわたつてこの水準以下にとまり、後になつて回復し、かくて人口が終局的には少い総人口で安寧するところの考慮されう。しかし、我々の歴史が示してゐる如く、平均家族の大きさは可成りの程度に縮小し、また回復しうるであらう。しかし、それは正確にして急速な調整には役立たない。それは緩慢に普及する習慣と傳統に依存するのであつて、これらの慣習と傳統は漸次的のみ変化せしめられるものである。このことこそ人口交替に不足する家族の大きさを望ましからざるものとして反対する強かな見解を構成するものとなるであらう。かくとも食料供給上の困難がそれを望ましいものとして承認させる場合以外には、また承認させるようになる時までは。

大五四、現在の英國において家族の大きさは人口交替に足る程度のものであることが望ましかつて我々は躊躇なく結論する。広汎な範圍にわたつて政策と行政は家族の大きさの推移に対して継続的影響を持つものである以上、政策のその効果においてその意圖を離れて全く中立的であるといふことはこの向題については不可能なことである。(第十三章)

家族の地位

大五五、家族の地位に關する我々の検討は極めて富裕な者は例外として社會の凡ゆる階級におい

て扶養すべき子供を有つ夫婦は子供のなき夫婦に比較して経済的に不利であることを、また収入の子供を有つ両親は僅か一人や二人の子供を有つものに比較して不利な地位にあることを実証している。殆んど總ゆる所得の取階を通じてこの不利は實質的なものである。所得の充分に高くて生活に争欠のないような場合においてさえ、かなりの大いさの家族を扶養することは、慰安や快樂の著しい犠牲をもちたりすであらうし、且つ小家族の子供と同様な有利な人生の出發をこれらの子供に与えることを困難ならしめるであらう。子供をもちこの非金銭的な諸障害の中で最も重要なものは、近代における閑暇の著しい増大において殆んどその分前に預つていない母親の痛感して居るところのものである。その他の点についての両親の地位の悪化は、部分的には、顯著な社会的進歩の附隨的結果である。社會進歩の過程の中で、家族というものは、最近に到るまで社會政策の対象から看過されてきたか或いは精々微少な地位を与えられてきたにすぎない。(第十四章)

差別出生力

大五六、小家族が我々の社會で享受してきた有利さと親たることに伴う一般的な障礙とは出生率の差異の中に反映している。諸々の社會群の中で最高の所得を有する群が、またそれ以外の社會群の個々の両親の中では教育のある智識層の人々の家族が、平均してその他の群々より小さい。かゝる出生率の相違の中に、國民の知能の平均水準を低下せしめる傾向が内在しているという我々に搜出された専門家の証言を我々は判定すべし。且つ、こゝに徹底的に研究

することを必要とする第一級の重大な問題がある。だから、我々は、政府のこの問題の徹底せる調査に対して配慮すべきことを主張する。(第十五章)

提案の目的と範囲

家族福祉の促進、特に家族の大きさを異にするもの之間における種々の実質的不平等を軽減せんとする手段は、平等と社会的福祉の根拠に基づいて充分に正当化される。そして人口交替に不足する平均家族の大きさが長期にわたって持続したのを従来その採用に対して最も根本的な障壁となしていたものは既に除去されるに至つた。公共政策は欲しい子供だけを造るという慣習の普及を採擇し奨励せねばならぬ。またそれは、婦人が社会の文化的、経済的生活において演ずべき役割りを増大し、且つ社会的、経済的施策の調整によつて婦人をして母としての仕事や家庭の配慮と家庭外への関心と結合し易からしめるように努むべきである。金銭的及び諸種のサーヴィスによる家族扶助はついでに我々の提案は、一個の家族福祉計画―それは絶えず検討され経験と深い知識の光のもとに修正され拡大されていかなければならぬ―を樹立しようとすることに外ならないと我々はみなしている。(第十六章)

財政問題とその提案

六五八、我々の財政上の提案が據りどころとしてゐる指導原理と假設は次の通りである。

(1) 一九三八年以降行われてきた家族の相対的経済的地位の輕微ではあるが、しかし一有意義な改善を維持する爲に、両親に対して更に一段と財政的援助を与えることが差し迫って必要であるということ。

(2) 財政資金の両親に無條件に下附される補助金の形態での援助は、すべての階級及び所得水準の両親に対する平等の援助の原理に基づいて行なわれなければならないこと。

(3) 子供をもつことを妨げる一般の経済上の障壁は、不公平な租税負担のために高所得階級並に上層中流所得階級の負担において加重されていること、そしてこれらの所得階級の両親は、財政上の平等の原則に基づいて正当化される如き租税の輕減を受けられる権利を持つていふこと。我々の提案は次り如きものである。

(1) 家族手当法によつて無條件で國庫から下附される手当率は、今後は、週七志に、特に十一歳以上の子女に対しては週一志に増加すること、そして家族の最年少の子供を除外することにする。

(2) 財政状態が許す場合には、各家族において一人の子供を手当の範圍から除外している制限を除去すること。

(3) 一人の子供を除外する限りにおいては、その代りに第一子に対して適切な一度拂をすべきこと。

(4) 妊娠が確認された場合、出生前に手当を支拂うべきこと。

(5)更に追加的な子女手当のために職業別の據金制度を奨励すべきこと。
ゆゑに子女手当の原理を士官の俸給表の中にも取入れること。

(6)所得税を課せられる所得の計算において、扶養子女一人に対する控除額は、現在の通り六〇磅（最低額）とするか或は一〇〇の磅を超える所得の十分の一とすべきこと。但し此の場合の控除の最高額は一五〇磅とすること。

(8)家族手当法によつて支拂はれる現金手当に対しては所得税を免除すべきこと。（第十七章）

家族サービス

大五九、財政事情の許す限り、家庭の緊急の場合のみならず、通常の場合に於ても、家庭援助、家政婦、託児所、養育所その他の手段によつて、家族サービスを發展せしめて小さい子供を有する母親に援助を与えようようにせねばならない。これは、現在存在する限りのサービスに於ける力矣の移動とそれに応ずる調整を伴うであらう。

大六〇、家庭救護の適用せられるべき緊急事態の場合については、産褥にあり場合の二週間乃至四週間の期間を包含すべきである。託児所は主として二才より五才までの幼児を晝間の短時間の間おそりするために發展されねばならない。家庭内でのおそりについては特殊の目的のために実験的に發展されねばならぬ、即ち母親の介抱或は疾病期間中の幼児のおそり或は母親に対する休暇制度の附随物として發展せしめられねばならない。地方当局は住民込みの保母組織に対する民間の計画

を奨励すべきであつて、必要な場合には、この分野における民間の自発的な努力を補充すべきである。新築計画は、経済的諸困難の故を以て中止になつたり、延期されたりするであらうが、我々の見解では現存の幼稚園等級によつて達成されてゐる標準を維持することは重要である。緊急手段として、幼稚園を半日の期間とし半日のおもりで二倍の子供をおもひするよう組織することかできらるであらう。但しこの方法によつて標準の維持を害しないことが必要である。幼稚園建物を休暇期間中遊戯場として使用したり、また新しい幼稚園建物における保母の便宜を供給することによつて、建造の節約は行なわれるし、サーカイスの拡大も可能となる。幼稚園の將來の正常な發展のためには我々は休暇期間中も保育が行なわれるべきこと、そして可能な場合には、幼稚園の保育時間の前日にわたつて一日中働いてゐる労働者たちの子供のふもりのために適当な処置をとらるべきことを勧告する。

六一、家庭援助や育児の如きサーカイスに対して、両親はその資力に応じてその費用を支出すべきであり、その資力の算定にあつては、扶養子女数が大よかな割合で考慮に入れられねばならぬ。

六二、現状においては、これらのサーカイスの支給は二歳以下の幼児一人しのみ持たぬ家庭に対しては乳児婦汝遺以外は除外すべきである、また、二歳から五歳までの年令群の子供数に主として基礎をおく優待制度を適用すべきである。

六三、我々の行うその他の示唆は、洗濯施設、家族の休暇や母のための家庭休日、子供の運動

場や子供連れの母のための列車内又は駅構内施設の發展等に関するものである。

大六四、家族に対するサーヴィスに發展するに従い、單に經濟のためのみならずその經驗を活用していくために、いよいよ緊密な行政の再編成の可能性について心懸けられねばならぬ。(第十八章)

健康サーヴィス

大六五、國民保健サーヴィス局の樹立は、健康サーヴィスが家族福祉に与える貴重な貢獻を増加する新しい見込を崩した。これは無業の母と子と始めて医療サーヴィスに關して有業家族員と平等の立場においひたものである。それけ子供を持つ両親の余計の負擔のある医療の費用を除去或は軽減し、また保健願向としての家族医の概念を強化し、家族の構成員と彼等の必要とする専門家のサーヴィスとをリンクするものがある。

大六六、不妊の診察と処置に対する便宜は「國民保健サーヴィス」の正規の一施設として提供されねばならぬ。そしてこれとこれに關聯する諸問題の研究は促進されねばならぬ。

大六七、夫婦の避妊を欲する場合、これについての助言を与えることは、國民保健サーヴィスの義務として承認されるべきであつて、公立診療所にかゝる助言を与えることを制限してゐる現存の規定は除去されねばならぬ。助言を与える最初の義務は家庭医にある。この目的に應ずる診療所は可能な限りは、また不妊に關する助言に対しても我々か歡與する施設を持つべきである。國民保

健サーヴィスのこの部門は、必要が生じた場合、家族福祉に直接関係があるその他の活動（例えば結婚前の診察）に対する実践的な発展を取り入れらるるよう計画されねばならぬ。

六六八、「国民保健サーヴィスの確立は、母性サーヴィスと家庭医の援助との協力とその標準の引上げ—その達成はそう困難ではない—を作りあげる、そしてこれらは新しい「サーヴィス」の重要な目的に属すべきものである。

六六九、母性サーヴィスの発展に対して我々の行う示唆の中には次の如きものがある。

(a) 麻酔剤や無痛の処置は、それを希望するすべての母親に、その使用を禁すべき医学上の理由があるのではない、利用せしめられるべきである。

(b) 産褥後の二ヶ月間行はれてゐる産褥を統いて巡回保険婦の看護期間は増加すべきである。産褥の家庭看護の期間に、分娩の家庭で行なわれる場合は四週間に、分娩が病院で行なわれた場合は帰宅後二週間に拡大するべきである。

(c) 家庭援助計画の広汎な発展は、緊急事態の場合にとつても必要である（例えば医学上の理由で入院しなければならぬが、しかし面倒を見るものがないため家庭にとまらうわけならぬ）婦人に対する場合の如き）。分娩後の家庭援助の正常な期間は、四週間でなければならぬ。

六七〇、我々は母親が施設されている便益をできるだけ利用しうるようになるようにサーヴィス改善のためのその他の一連の示唆を行つておこう。これらには、(d) 診療所や病院における指定制度

の發展(病院や診療所における託児所)家庭での保育(農村或は僻遠の地域に対する巡回施設(母の代りの養生と休息の家)診療所や保健所におけるよりもむしろ)ならは家庭における医師や保母の附添い等を合せている。

六七一、英國における死産と幼児死亡率は諸国よりも高い、そしてこれらの差異は氣候によつては説明されえない。職業と父親の社会階級によつても亦甚だしい差異が存在する、且つその原因の分析はその決定的要因が環境にあることを示している。貧困者の異常に高い死亡率は、生産能力の劣等性に基くものであるとか或は死亡率が低下してもそれは劣等な性願へ子供を生かすことにならざるに過ぎないといつたような意見に対しては何等の証據もない。

六七二、我々は、戦時の母子保護の栄養政策の継続と發展、産科技術の改善、児童保健に関する母性教育の一般的水準の向上(この中には巡回保健婦や医師の訓練の改善、また家庭医と専ら家のサーヴィスとの協力を含まれてゐる)等を希望する。生物学及び医学委員会の勧告を確認する。(十九章)

住 宅

六七三、現在の住宅の深刻な不足は、子供を持つことを妨げる主要な原因の一つとして広く痛感されてゐる、そしてこの不足を克服するための急速な進歩は、人口問題と家族の福祉の両者によつて基本的重要性を持つものである。この不足克服に対する國民的努力は、この國の経済的状況によつて阻害されてゐるけれども、家族数の増加率が低下するといふ豫期的事實によつて幾分は救済さ

れるであらう。

六七四、住宅建築計画は、五室住宅に不当に集中してゐるようと思われる。超過員住宅を家族の大きき別に分析してみると、モントル大まかい住宅の必要なことか分かる、また家族の大きき別の分布は、三寢室以下の住宅の比率をも増加すべきことを示唆している。我々は、この計画は、将来三寢室以上の住宅の比率を増加することを第一義的目的として再検討するべきこと、この目的のため補助金施策において必要な変更はどんな変更でも行うべきことを勧告する。

六七五、密集状態は、三人乃至四人の子供を有する家族において最も甚だしい、そして我々は、地方当局が住宅を貸与する場合に子供を有する家族に優先権を与えるべきこと、且つ家族の大きき変化に応じて借家の交換を促進すべきことを勧告する。しかし、すべての住宅の約十分の九は私有であつて、我々はこれらの住宅の占有において優先を確保すべき何等の手段をも推奨することはできない。

六七六、家族手当や所得税の軽減によつて生ずる如き消費力の僅かな増大では、より大ききより立派な住宅に対する需要を、両親や子供の利害の突から見て望ましいと思われれる程度に十分に促進するとは思われない。そして児童に対する教育、保健サービスの場合と全じように、扶養子女の敷に充てて家賃の補助や軽減をすべきではないかという問題の存在する。我々は何か一般的事利度か可能かどうかの専任家委員会によつて検討されることを勧告する。

六七七、大まかい住宅と同様に設計のよい設備のすむれた住宅も、子供を沢山もつてゐる家族にと

つて不公平な分布の狀態をとつてゐる。住宅設計と設備の問題に対する科學的研究の適用は、工業や農業技術における場合よりもはるかに遅れてゐる。この分野における建設者の研究は、いつと突發せしめられるべきであり、三人以上の子供を有する家族の要求に対して特殊の研究が行なわれるべきである。我々はまた住宅用家具類の價貸で供給されるように奨励されることを勧告する。

六七八、長期にわたつて居住されてゐる古い多くの住宅は、家族生活の基本的要素において甚しく缺陷がある。我々には古い住宅を近代化する一般計画の當面する方法上の諸困難を認めざるをえないが、しかし我々は、屋内衛生設備や温水施設や固定バス等適切な設備を古い住宅に施設する國民的努力の實行可能性について政府に進んで検討するまことを勧告する。財政資金の援助をえてこのよきな設備を施され住宅を貸与するに際しては、子供を有する家族に優先権が与えられねばならぬ。終繕政策を更に推進せしめることか實行可能である場合には、古い住宅における近代的廚房單位の設置も考慮されるべきである。

六七九、都市計画や地方計画において、家族に第一義的考慮が拂はれねばならぬ。そしてその最初の着手として、小さい子供のある家族に特別に必要な施設、即ち公園や小さな空地、幼稚園、保健所や病院、家族のレクリエーションや家族サーヴィスに對する施設などが、易く利用できるように計画されねばならぬ。(第二十章)

大八〇、物質的諸考慮と同様に社会における思想の一般的動向も家族の大きさの動きに影響を及ぼす以上、家族福祉のための諸方策のもつ二重の目的——社会的公平と人口の維持——は是非とも広く理解され承認されねばならぬ。全社会をして人口趨勢とその影響に関する広汎な争実に関し一定の理解を抱かせるためには教育上の努力が必要である。

大八一、家族生活に対する準備に対してもまた教育制度上もつと優越的地位が与えられねばならぬ。これは(1)学校における性教育の広汎な充実(2)家庭をもつための実務的技能や夫婦生活に関する諸科目の地位を引上げることのための教育課程の調整、また(3)通常の家庭的諸問題と同様に結婚の心理的側面の教育のために州立大学や青年学校において成人講座を普及することなどによつて達成されるべきである。学校外においては教会や民間団体の協力が肝要である。(第二十一章)

人口研究

大八二、家族制限の普及した結果として、人口問題は常に、家族関係や前途の見透しや社会的及び経済的状況の諸変化につれて変遷していかざるをえない。それは絶えず研究を要求するであらう、そしてこの研究を留意し、またその結果が國家政策の編成及び施行に済して当然重視されるように保障されることは、近代社会の諸技能の一となるに至った。現在英国において出産力統計の蒐集と分析のための組織は、近代的要請に対して充分ではない。そして僅かばかりの民間団体や個人研究家の仕事を別にしては、人口の趨勢に影響を及ぼす社会的、経済的、医学的、心理的要因に

対する研究は全く存在しない。

大八三、出生力統計の蒐集と分析を主として家族の大きさの研究に向けるように計画し、官制機構をこの仕事のために遺憾なく整備されることを希望する統計委員会の勧告は、できる限り早く検討の上必要を改正の実施されることを我々は願望する。特に我々は、(1)家族センサスの諸問題を定期的間隔に行われる一般センサスの中に含めること(2)国家登録局の統計部を強化してその地位を上げることに、(3)として(4)英国全国の包括的な出生力資料の定期的分析と公表のために適当な処置をとらるべきことが必要であると考える。

大八四、我々は、現在のところでは人口研究のためだけに新しい独立の組織を作ることは賛成しない。しかしこの研究の促進と奨励については各省連合社会経済研究会委員会に委託するべきことを勧告する。この委員会の機能は必要な執行権限を包含できるように拡大せらるべきである。且つその処理しうる充分な資金を持つべきである。我々はまた国家登録局の機能をも拡大して、凡ゆる適切な方法の委員会の調査を推進せしめらるるようになすべきである。

大八五、枢密院議長は、人口の動行並にその国家政策に対する意義について絶えず留意すべき責任を持つべきことを勧告する。(第三十二章)

總括的結論

大八六、我々の研究は五ヶ年を要した。王立委員会にして、このように困難で議論の多い問題と

対してこゝろに長期にわたつて取り組んだ例は少い。問題の各部問は其の有名な「全軍が沈んだ」沼地に擬せられるであらう。我々は今や、過去と現在に亘る人口の趨勢、その諸原因とその可能な諸結果の調査を完了し、そして次の二組の異なる問題に対処するために必要とするものがある。我々の考えるところと素描した。問題の第一は、人口の總数とその年令分布に現実が生じたところの或は現在進行中のあるところの変化に対する社会的、経済的処置の調整の問題であり、第二の問題は過去一〇〇年にわたる人口増加の状態において発生したところの革命的变化が我々の社会に対して如何なる示唆をもつてゐるかという問題である。この第二の問題が我々の研究の難点を構成してゐる。そして本報告書を結論するに當り、我々は基本的示唆とみなしてゐるものを強調しておきたい。

六八七、それは、産兒統制が一般的に承認されてゐる我々の如き社会は、その社会成員のその人口を交替するに足る充分な大きさの家族を持つ価値ありと考える場合にのみ繁栄することであり、また将来をかく生き残ることが出来ることである。これは單に總数の問題ではない、また總数の中心となる問題でもなり、國家の資源や責任との関係においてどの位の人口が望ましいかということについては著しく異なる見解を持つことが可能である。しかもこれを我々が第二部において論じた諸理由から明らかなるように、もし長期に亘つて両親が人口を交替するに余りにも過少な家族を持つならば、その社会は漸次弱体化の途を辿らねばならぬということも承認することも可能である。我々の研究が我々に確信せしめるところは、家族の大きさの推移が社会の前途と状態や諸々の

政策との間にもつてゐる關係が特別に緊密不可分なものだということである。そして我々の報告のすべてを一貫するところの我々の関心事はこの事實が充分に認識され、そして政策と行政のあらゆる關係部門において人口の要因が考慮に入れられるようになることである。

謝 辞

大八入、我々の仕事を援助して下さつた多くのの人々に対する謝意については序章で述べた通りである。即ちその報告書が個々に出版され、そしてそれゆゑ自分の見解を訴えることにはなるであらう。三つの専門委員会、またその最高の知的熟練と蓄蓄、その長期に亘る精力的な調査を買われ、招聘され家族に關する調査をしてくれたタラス教授とスレスニツク氏、また出生力調査を行つてくれた正立大学の産科医と婦人科医たち、また我々のために一定の特殊研究をやつてくれた多くの個人、並に我々の資料を提供してくれたたりその他の方法で援助してくれた種々の団体、個人及び部局等の援助に対してである。また我々の研究課題の研究的部分においては数年の間研究補助者として我々のために盡力してくれたジョン・ハジナル氏のすぐれた仕事に負うところの極めて多い。

大八九、我々はこゝで秘書のニコエン、F・マクニコル氏並びに副秘書のW・A・B、ホプキン氏に對しそのなし逐うられたいサーヴィスにつき深甚の感謝を記録してある。王立委員会と専門委員会の組織の複雑性、我々の研究せぬべき領域の広さと多様性、そしてそれら多くのものから高度に技術的な性格は、さまざまの資質、即ち組織、判断、慎重の能力、起案

の熟練、知的能力、技術的知識と科学的良心をこゝの異常な組合せのために我々の秘書に多くを依頼せねばならなかつた。これらの嚴しい要求がすべて充分に充足されたことは我々の幸運であつた。茲に凡てを恭しく陛下の寛大なる御配慮に捧げる。

三

Hubert D. Henderson (Chairman)

A. M. Carr-Saunders

Ethel Cassie

Chamberlaine

Arthur W. M. Ellis

R. C. H. Ennos

J. R. Holthouse

* Margaret C. Jay

Queen Langmoor

G. P. Hopkins Morris

Mary Ogilvie

Helen K. Rawson

Alfred Roberts

William D. Robinson

Miriam F. Mc Nicoll, Secretary

W. A. B. Kopstein, Assistant Secretary

18th March, 1949

※ 教育費に関する意見の留保を条件として署名。留保の覚え書については別添
参照

教育費（第十四章）に関するミセス・M・C・ジェイの留保意見の覚え書き

一 私はその論証及び結論の主要部分には完全に同意して報告書に署名したのみ、しかし或る一處について私は同僚たちと意見を異にし、且つその英を保留することが必要だと思ふ。それは第十四章における討議に關係したことで、教育費の出生率に及ぼす影響の役割りに関する部分である。私はこの章の第三八二節から第三九二節までの報告に同意する、が私は本報告書はこの正当な前提の論理的に完全な結論を引出すことを躊躇している矣といさゝか徳病だと思ふ。本報告書において同意されてゐるとあり、出生率は主として個々の両親のつと子供を産もうか如何かと考ふる思慮深い決心に依存してゐる。そのような決心を決定させる一つの重要な原因は、多々ある中では、追加された子供の教育費の問題である。これは當然に多くの場合そう明瞭に或いは意識的に計算されはしむの如うが、一般的傾向としては養育費が所得において差引引き大きな減少を惹き起すようにならざる時矣に違ふともう子供を造るまいとつうことになるといえよう。

二、従つて公共政策がそのよふな決心に対して与えうるところの本質的な影響は追加的な子供の出生が、追加的出費に主として貢獻するところの追加的所得を自然と増加させるように保証することにある。英國の場合にあつては第二子以降一子当り週五シリングの家族手当て現金で下附しやうとつう決定が子供数に基く種々の追加的社会的サーバイブスをも考慮するならば或る程度においてこの理想を年收五〇。傍未滿の家族に対しては實現してゐるといえる。この所得水準よりずうと高

い家族に於ては週五シリンタの追加、或いはその他のサーヴイスも含めて一〇シリンタの追加は實際問題として追加的出費の大半を蔽うに足りない。従つて次のような結論が当然のこととなる、即ち我々は(a)右の水準以下の家族収入をもつた人口部分の出生率を維持することゝ満足するか、それとも(b)追加的所得を幾分増加して右の所得水準以上の家族における追加的子供の出生を増加させるか、乃至はまた(c)右の所得水準以上家族における子供の養育のための追加的出費を減少させるかのいつれかとなる。

三、右の所得水準を超える社会部分の出生率（尤もこの階級の出生率は統計学的には一般出生率に対してそう大きな影響をもつてはいたない）に何とかして影響を与えようとする試みにして放棄すべきものでなつたということに同意されるならば、我々には上の選言命題の中で(b)と(c)とが残される。

四、(b)の場合は、もしそれが効果的であるためには、國家は高所得の家族に対して低所得の家族に支拂かれる額を超えた或る種の家族手当を支拂はねばならぬことになる。それハロッド氏の提案に似た制度となるわけに、既に考慮されたとおり所得階級別の所謂強制的保険の形をとることとなる。

五、本報告はすむとこのような制度が社会的公正を欠きまた行政技術的に極めて困難であることを結論してゐる。この種の制度の辯護者はそれが單に富裕階級内部での授受に過ぎないといふふうに見せかけようと努力する。しかし實際問題として、もしこの目的のための歳入を増加するため

に國家の課稅收の行使されるとすれば、それを富裕者の出費の多し教育の補助金に充てるとは、一般教育制度　その他の社会的サービスの改善のために使用せられたであらう公共の歳入を右の目的のために使用するということを意味する。その他高所得階級の所得を余計子供をもっている家族に有利にするように増加しようとする工夫は、(所得稅控除をこの目的のために使用することは勿論ある限度において異議はないけれども)しかしこれもハロッド氏の提案と同じような反対に曝されるか、さもなければこの人口階級の出生率に対して何程の影響も与えないことになるというデレンマに直面している。

六、このデレンマは本質的に避け難いものと見なされねばならぬ。とつうのは、現在の中産階級または專向職階級の水準における子供養育費を与えられたものとするならば、國家は賃金労働者に支拂はれる額を恐ろしく超える支給額を出すことなしにはこの種の出費を有効に補助することかできなからである。

七、我々はそれ故に(六)の場合を検討せざるをえぬことになる。即ち現在の英國で中産階級或いは專向職階級の負うてゐる子供養育費を引下げる可能性についてである。これらの出費と稱されるものは、果して何んであらうか、第一種のもの、食費や衣料品の如く賃金労働者の家計とそうかけ離れたものではない。いうまでもなく、もしこれらが中産專向職階級の面親の心を支配する出費であるとするならば、既に提案された程度の子供手当やサーヴィスの追加で十分なのつえよう。家賃や休暇旅行のような或る特定の中間的出費が相當の負担になつてゐることは疑ひない。しかしそれらにも増して一番負担のいゝる特殊の出

費は（現在行つて國民保健リीडイス）に医療費の大部分を取り除いてくれたら）教育である。（本報告書の第三九の節はパブリック、スクールの教育費に出生率を引下げるように作用している）といふことを素直に公言している校長会議の意見を引用している。）

八、中産及上層階級は好んでこの種の出費を甘受しているが、何故そうしなればならぬのかといふ点については十分を理由はないと主張する人もある。あるいはさうかもしれないが、しかしそれは現在の問題にとつてはどうにもよいことである。肝腎なことは、争突として今日の社会的状況下にあつては、これらの社会群の両親は彼等の子供に対して教育上の優位を確保しようと思ふのであり、またさうしつづけるであらうといふことである。一九四四年のハトラ法以来私立学校教育に対する需要は著しく増大した、そして教育における私立の利益が存続しうるか否かは需は直ちに供給を呼び起すであらう。これのこのようにして確保された教育上の優越が眞実のものであり、且つそれをうける子供に永く利益を与えている理由である。わが国の二段階の教育組織の中にあつてこれらの利益はこれほど強固なものであるのは考察に値することゝ、要約してそれは次のようにいふことが出来る。

- (a) 私立学校は（官立学校における公共費節約の結果として）官立学校と較べることの学級でもあつて少数の子供しか含まない。初等科での平均は私立は一五―二〇人であるが公立は四〇―五〇人である。中等科では私立はパブリック、スクールに比して一―一五人に対し公立は二〇―三〇人である。私立学校の中にも授業料の高いところほど各学級の生徒数は少ない。例えば、各

リース。レポーン博士の表が示しているとおり中等科では、授業料が年一四〇磅以上の学校では専任職員一人につき子供一ニ、八人という割合であるが、一学期の授業料が二〇磅以下のところでは平均は一八、八人となっており、その他の補助金支給をうけてゐるところでは二四、六人となつてゐる。小学級の利益は極めて明らかなので、パブリック、スクール校長会議委員会が最近に報告するところによつても、これらの学校における小学級の存在は「多くの場合は豊旺の且つ変化に富んだ授業と児童の一人一人の必要に対する緊密な個人的考慮を可能ならしめてゐる。」

(4)私立学校は高の給料を支拂いうるという点でそれだけの理由であらうと賃のよい教師を雇つてゐる。上記校長会議委員会の語るところによれば「独立した寄宿制学校の給料はパーハム制のそれより四〇%高い。」これらの学校はこのように賃のよい教師を得ようとして官立学校に対して競争してゐることになる。次の数字はそれら極めて成功裡に達成されてゐることを示してゐる。

レポーン博士の報告に引用されてゐる大戦前の調査によると、古いパブリック、スクールでは教員の三九、三%がオックスフォードの出身、四四、四%がケンブリッジの出身者であつた。地方教育当局が經營してゐる中等科学校の場合には、オックスフォード出身は七、七%、ケンブリッジ出身は八、七%であつた。

九、これらの利益は、権がに当然のことではあるが、子供が大学に入学する機会を著しく増加するものと信ぜられてゐる。そして大学入学は更に進んで生涯に於いて非帯を利得となる。従つて中産及び専門職階級の両親はちかやうの場合に當面してそのような利益を自分の子供のために求め

ようとすることは驚くにめいりない。今日の社会状況にして変化のなかり彼等がやめるなると想像することは全く非現実的なことである。

一〇、しかしながら、彼等がやめる限りは子供の教育費は莫大なものとなる。そして特に官立学校へゆく子供のそれに對比して比較にならないほど大きなものとなる。これらの出費は今日のとおり一般的にいってあまぎ次の如きものである。

一、一三—一八才の子供とあつたる私立の小学準備学校での食費を含む授業料は一学期一〇—二〇ギニーである。八一—一三才の子供を引き受ける私立の小学校の場合は、授業料の平均は書問学校の場合に食費を入れて一学期二〇—三〇ギニー、寄宿制学校の場合は五〇—一〇〇ギニーである。一三—一八才の子供の入る私立のパブリック、スクールの場合はその平均は書問学校では二五—四〇ギニー、寄宿制学校では九〇—一〇〇ギニーである。

二、さういふわけで、若し一人の子供を四—八才の間出費の多い書問学校に送り、八一—一八才の間寄宿制学校に入れるとすると、この子供の教育費は大きく入る以前に三〇〇磅を更に超えることとなる。今日のような課税状況の下では、現存の種々の手当を考慮に入れても、そのような出費がこれらの所得水準にある両親にとって子供をもう一人生もうかどうかと考える場合に強力な影響をもつてつるに相違ないといふことを否定するのは全く現実を無視したものである。彼等が二番目の、三番目の、乃至は四番目の子供を生もうか生むまいかと考えるときにその影響力は明らかにその最大限に達するものである。このようにして決定を余議なくされる両親は、彼等が更に一人乃至

何人かの子供を余計にもつた現にもつてゐる子供にしてやれる教育はそれより悪いものになる。この結論を拒否しえないことになる。このことこそ最も強迫的な要因をなすもので、それは第三子あるいは第四子を産もうかうひまのかと考へてゐる附加税納税者階級に影響するばかりでなく、第二子あるいは第三子を産もうかうかと思へてゐる広汎な中産階級にも亦影響するのである。

一三、所得構成と教育組織と租税制度との間に見られる今日の不思議な、全く巧まざる苦むつまは中産専門職階級をしてその子供に教育上の優越を身につけてやるために巨大な負担を負わせるをえなうような状態に追いつかせる。そして彼等の子供を余計にもつたはもつたはその一人一人のうける教育は彼等の友人や親戚の子供のそれと較べて悪いものとなる。このことを自覚せざるをえざるやうな事情になつてゐる。中産専門職階級の両親にとつては彼等の家族を一子乃至二子家族に制限するの、さもなくはその子供等に劣等な教育を施すことを避んで甘受する以外にこのデレンマを逃れる途がないのである。

一四、本報告書本文(第三部第一七章)で述べられてゐる提議は、私の考へるところからいへば、中産専門職階級の両親からその負担を取り除き、そうすることによつて現実のデレンマを解消してやるには決して十分なものとは言えない。中産専門職階級にとつて精神的にも財政的にも重荷であり、その上(この限られぬ階級内部の)出生率の将来に有害であるところの此のデレンマを取りのぞく唯一の途は、國家が中産及び専門職階級の肩から私立学校教育の重荷を完全に辨ひのけて了るところの決断の外にない。

一五、これを実行する方途は幾見するに困難ではない。それは勿論漸進的進歩の段階を通過してはあらず、我が国の教育制度の如く人的な授業料を完全になくして置くことによつて達成される。これは勿論今日の出費の多い学校に於ける教授法や学問的水準を低下させることではなく、単にこれらの学校への入学資格を所得ではなく、能力本位にすることを意味する。パブリック、スクールのよつて押しす、められた教育水準は單に保存されるばかりでなく、寧ろそれから利益をうる能力のある凡ての者にそれを拡大し利用しようとするところか私の趣旨なのである。現状ではこれらの学校の教育程度はあまりに高いため、それはこれらの学校の入学者に極端な階級的淘汰を余議なくするところの公共の利益からいつて望ましからぬ結果を引き起してつるものである。

一六、それ故に、我々にして甚し奥に中産専門職階級の出発点を維持しようと思ふならば、爲すべきことは今日の出費の多いパブリック、スクール程度にまで一般教育水準を引上げると共に、全時に入学の方法を變更することになければならぬ。これは各地方の教育費財源を再組織し子供のためにするような教員を雇えるようにせねばならぬ。そうすれば如何なる階級の両親もその子供が各自の能力に於つて最善の教育を受けるといふこととなることにならう。

一七、わが国の教育制度に於けるそのような改革がそれ自身として望ましいものであるかどうかは姑くおろし、この問題に於て論ずるのはこの目的ではない。人口の見地から見て、中産専門職階級の平均家族の大小を人口交替の水準に維持しようための方法で世論の一般的支持をうけるに足るものはこれ以外に見出し難いのである。我々はこれらの階級の未来の両親なるから私立

学校教育の重荷を取り除いてやらねばならぬ。さもなくば我々は彼等の人口交替に失敗することと
甘受せざるを得ないのである。いつれはせよ此の免かれ難いザレンマは真正面から直視され、政
策の決定に際しては十分に事實の真相が考慮されねばならぬ。

マーガレット C ジェイ

附録一、科学委員会一その構成と附託事項

○統計委員会

附託事項—正立人口委員会の援助のために委員会の研究に必要な統計上の問題を系統化し、研究の統計的側面に関し一般的に助言する。

構成員

Sir Alexander M. Carr-Saunders (Chairman)

R. Compston

Professor D. G. Chapman

W. H. A. Sneath

Professor D. N. Glass

R. R. Huczynski (1947年十一月死去)

J. G. Hynd

Sir George H. Maddox

F. A. A. Menger

A. Becker.
Nancy Black.

○ 經濟委員會

附記事項 — 五之人口委員會援助の爲めに委員會の研究と関連する經濟的諸要因を系統的に述べ、研究の經濟的側面について一般的に委員會に助言する。

構成員

Professor Sir Hubert Henderson (委員長)

Professor Sir Alexander Gray.

J. A. Hicks.

E. C. Ramsford.

W. B. Reddaway.

Mr. Jean Robinson.

○生物医学委员会

附部事項——王立人口委员会援助のために委员会の研究に關する生物学的、医学的諸要因を系統的に述べる。研究の生物学的、医学的側面に關し之一般的に委员会に助言する。

構成員

Professor A. W. M. Ellis

Professor E. D. Osburn

Professor D. Baird

H. M. F. Burbage

C. N. Blacker

Professor D. W. Glass

Sir Cardley L. Walland

Dame Louise McElroy

A. S. Prosser

E. W. Riches.

Colonel Sir Alexander J. H. Russell.

Mercy Stocks.

J. J. Thwaites.

人口問題研究所既刊研究資料目録

人口問題研究所

| 研究資料 | 題 | 目 | 発行年月 |
|------|----------------------------------|-----|------|
| 第一号 | 第二次育児費調査結果の概要 | 二一六 | 六 |
| 第二号 | 食糧危機と産兒制限 | 二一七 | 七 |
| 第三号 | 特殊分類による女子職業別人口 | 〃 | 〃 |
| 第四号 | 産兒制限と社会主義 | 〃 | 九 |
| 第五号 | 公衆衛生に於ける戦後養成問題 | 〃 | 〃 |
| 第六号 | 戦後農村人口の構成 | 〃 | 〃 |
| 第七号 | 社会主義的人口理論の概観 | 〃 | 一〇 |
| 第八号 | 最近アメリカに於ける人類学的研究の動向とその概念についての摘要 | 二一〇 | 一〇 |
| 第九号 | 将来（昭和三〇年）に於ける産業別人口の基準に關する研究（改訂版） | 二一一 | 一一 |
| 第十号 | リウメリン研究資料 其の一 | 二一二 | 一一 |
| 第十一号 | 戦後の農村過剰人口 | 二一三 | 一二 |
| 第十二号 | 世界人口問題に關する概論 | 二一四 | 一三 |
| 第十三号 | シスモンデットの人口論 | 二一五 | 一四 |
| 第十四号 | 昭和廿五年迄の推計人口の分析 | 二一六 | 一五 |

| 研究資料 | 題 | 目 | 発行年月 |
|------|----------------------------------|--------------|-------|
| 第一五号 | 我が国人口増殖力の近い将来 | | 二三、九 |
| 第一六号 | 産兒制限問題概観 | | 二三、一〇 |
| 第一七号 | 産兒制限の基礎理論 | | 二三、六 |
| 第一八号 | 過剰人口論の史的展望その二 | リユーメリンの過剰人口論 | 二三、四 |
| 第一九号 | バーバラ・ワード植民地バランスシート論 | | 二三、一〇 |
| 第二〇号 | 年令別子女扶養費に就いて―第三次育兒費調査結果に関する研究その一 | | 二三、一〇 |
| 第二一号 | 産兒制限実態調査結果の概報 | | 二三、 |
| 第二二号 | アメリカ人口問題資料 | その一 | 二三、四 |
| 第二三号 | アメリカ人口問題資料 | その二 | 二三、一 |
| 第二四号 | アメリカ人口問題資料 | その三 | 二三、 |
| 第二五号 | アメリカ人口問題資料 | その四 | 二三、九 |
| 第二六号 | アメリカ人口問題資料 | その五 | 二三、一 |
| 第二七号 | アメリカ人口問題資料 | その六 | 二三、一 |
| 第二八号 | リスト生産力の理論における人口思想 | | 二三、六 |
| 第二九号 | フエアチヤイルドの移民無効論について―移民問題参考資料その二― | | 二三、一 |
| 第三〇号 | ワードの日本移民不必要論について―移民問題参考資料その二― | | 二三、一 |
| 第三一号 | 日本人の熱帯移住適性に関する資料(一)―移民問題参考資料その三― | | 二三、四 |

| 研究資料 | 題 | 目 |
|------|--|-----|
| 第四七号 | 本邦に於ける精神の統計——抄録彙 イギリス人口委員会報告書 (その一) | 二四八 |
| 第四八号 | | 未刊 |
| 第四九号 | | " " |
| 第五〇号 | | " " |
| 第五一号 | | 二四九 |
| 第五二号 | (その二) | 未刊 |
| 第五三号 | (その三) | " " |
| 第五四号 | (その四) | " " |
| 第五五号 | (その五) | 未刊 |